

吹田市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「サービス事業者」という。）に対して市が行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効率的な検査の実施を目的とする。

(検査方針)

第2条 検査は、サービス事業者の業務管理体制の整備状況を検証するとともに、問題点を確認された場合においては、事実関係の的確な把握等を前提に、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(検査の対象者)

第3条 検査の対象者は、指定又は許可を受けている事業所又は施設のすべてが本市に所在するサービス事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

(検査体制等)

第4条 検査に当たっては、2人以上の検査班を編制して実施するとともに、国及び大阪府の指導監督部局並びに関連部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(検査の種類)

第5条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するために、書面検査（文書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。）により計画的に実施するものとする。なお、書面検査により確認した内容に不備又は不明瞭な事項がある場合は、対象事業者若しくはその従業者に出頭を求め、又は関係者に質問し、若しくは立入検査（対象事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の関係する場所に立ち入って行う検査をいう。以下同じ。）により当該内容を確認するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、対象事業者の組織的関与の有無を検証するために、臨時に実施するものとする。

(検査の実施方法等)

第6条 検査の実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施の通知

検査の実施に当たっては、あらかじめ対象事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合で検査の実効性を確保する観点から必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 結果の通知

検査の結果、勧告するまでに至らない軽微な改善を要すると認めた事項について、後日文書によりその旨通知を行うものとする。

(3) 報告書の提出

前号の規定による通知を行ったときは、当該通知に係る事項の改善状況について、対象事業者から文書による改善報告を求めるものとする。

(行政上の措置等)

第7条 行政上の措置等は、次のとおりとする。

(1) 勧告

市は、対象事業者が厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、当該対象事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

市は、勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該対象事業者に対し、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 前2号に規定する行政上の措置を行った場合は、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を定めて報告を求めるものとする。

(特別な処置)

第8条 一般検査において、対象事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該対象事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。ただし、対象事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等への立入検査を行い、事実関係を検証している場合は、この限りでない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、検査に関し必要な事項については福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。